

会 員 各 位

社団法人全国清涼飲料工業会

紅茶飲料に係る無果汁表示について

紅茶飲料については、平成4年2月に品質表示ガイドラインが設定されています。

このガイドラインの適用にあたって、紅茶飲料に香りづけを目的としてレモンなどの果汁、またレモン香料を使用し「レモンティー」というように果実名を付したものの取扱いについて、

公正取引委員会の見解として

“果汁入りを期待される飲料ではないが、消費者の中にはレモンが入っているべきであると考える人もおり、「無果汁の清涼飲料水等の表示」（昭和48年 公取委告示第4号）が適用される”こととされている（同ガイドライン解説書P. 7参考）。

このことから「同表示に関する運用基準」に従い（昭和48年事務局長通達第6号）（以下運用基準）、紅茶飲料について果汁を僅少な量使用した場合でも無果汁表示が行われて参りました。

しかし、最近、消費者から原材料に“レモン果汁”の使用を明示しながら無果汁表示をしていること、理由や、まぎらわしいとの意見、問い合わせが多く寄せられ対応に苦慮していることから、実際に香りづけを目的に果汁を使用した場合無果汁表示に変えて、果汁1%未満、果汁0.8%等の実際の使用量の表示、或いは無果汁表示の削除など、運用基準の弾力的な適用が出来ないかという要望が本工業会にありました。

このことについて、農林水産省消費経済課食品表示対策室並びに公正取引委員会事務局取引部景品表示指導課の担当官に実情を説明し協議して参りましたが、平成6年9月5日農林水産省消費経済課食品表示対策室から、今後、紅茶飲料に対する運用基準の適用については、下記によることとなりました旨連絡がありましたのでお知らせ致します。

記

紅茶飲料に係る無果汁表示について

風味を付与するため果汁を少量（重量百分率で5%未満）使用した場合の取扱いについて

1. 無果汁表示は省略しても問題とならない。
2. 果汁を、風味を付与するために、使用した旨の表示をする場合
重量百分率で記載する場合に限り表示してもよい。